

2020. 10. 2. №1401 **静岡県漁業協同組合連合会 2**054-254-6011 Fax054-253-9343 編集・発行=指導部漁業振興課 URL:http://www.sogyoren.jf-net.ne.jp/

1. 水産施策及び水産予算編成要望書を提出 ― 静岡県水産振興推進協議会 ―

本年度は県漁協組合長会議の開催を新型コロナウイルス感染症の影響から見合わせたため、2020年度水産施策及び2021年度水産予算編成の要望については、要望を取り纏めた後、書面にて諮り、7月30日に開催された県漁協組合長会議実行委員会で承認されました。

要望については、9月24日に本会・信漁連の両連三役(会長・副会長・専務)で静岡県庁を訪ね、水産振興推進協議会の名義で作成した2020年度水産施策・2021年度水産予算編成の要望書を天野経済産業部長に手交すると同時に、川勝平太県知事宛に提出しました。

要望事項については下記のとおりです。

〈2020 年度水産施策要望〉①安全性確保のための漁港・港湾整備と浚渫土砂の投棄場所確保②水産資源管理研究の推進と沿岸漁場環境調査の実施 ③水産業成長産業化沿岸地域創出事業 (新リース事業)の改善 ④新型コロナウイルス感染症の影響により需要が減退している水産物の販売促進・消費拡大 ⑤ニジマスの消費拡大

〈2021 年度水産予算編成要望〉①県漁連等水産関係団体が行う指導・委託事業に対する支援②「資源管理・漁業経営安定事業費」予算の継続確保 ③漁業経営対策資金等資金繰り対策④静岡県漁業無線局運営に係る支援 ⑤新型コロナウイルス感染症終息後の水産物需要喚起

2. 令和元年度の食料自給率を発表 ― 農林水産省 ―

農林水産省は、令和元年度の食料自給率を発表しました。それによると、カロリーベースの食料自給率は、サンマ・サバ等の魚介類が不漁となり、米消費が減少した一方で、小麦の単収が増加したこと等により、前年比で1ポイント上昇の38%となりました。また、生産額ベースの食料自給率は、豚肉等の国産単価が上昇した一方、野菜の国産単価が増収により下落し、サンマ・サバ等の魚介類が不漁となった等により前年度並みの66%となっています。

水産物自給率(重量ベース)は、食用魚介類で前年比3ポイント減の56%、非食用を含む魚介類全体でも3ポイント減の52%となりました。食用魚介類の国内生産量は、スケトウダラやカタクチイワシ等の漁獲量は増加しましたが、サバ類、サンマ等が減少したため18.6万トンの減少となりました。国内消費仕向量は、国内生産量が減少したものの、輸入量の増加及び輸出量の減少等により、前年比で0.1万トン増加し、結果として自給率は下降しました。また、海藻類の自給率については、国内生産量が総じて減少し、1.2万トン減少しました。国内消費仕向量も、前年比で1.2万トン減少したものの、国内生産量の減少率が大きかったことから、自給率も3ポイント減少し、65%に下降しました。

安全・安心な水産物供給と活力ある漁業づくりに努めよう

自立漁協の構築に向け合併・事業統合を進めよう

なお、農林水産省では令和12年度までに、カロリーベースで45%、生産額ベースで75% まで食料自給率を高める目標を掲げています。

3.「年次有給休暇取得促進期間」について ― 厚生労働省 ―

年次有給休暇(以下「年休」)の取得率については、2018年は52.4%と前年の51.1%より上昇しているものの、依然として政府目標の70%とは大きな乖離がある状況です。年休の取得については「ニッポン一億総活躍プラン」(2016年6月2日閣議決定)において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられており、また、労働基準法の改正により2019年4月から、全ての企業において年10日以上の年休が付与される労働者に対する年5日以上の年休の確実な取得が求められているところです。

このため、厚生労働者では、年休取得の気運を醸成するための集中的な取組期間である 10 月の「年次有給休暇取得促進期間」において、年休の計画的付与制度等の導入促進を図るため、ポスター及びリーフレットを活用した広報、労使に対する働きかけ等を行っていくこととしています。詳細は下記のポータルサイトや厚生労働省の HP に記載されています。

<ポータルサイト> https://work-holiday.mhlw.go.jp/

<厚生労働省 HP> https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/sokushin

4. 令和2年度 船舶職員養成講習会を開催 — JF焼津漁協 —

JF 焼津漁協では、令和2年度の「船舶職員養成講習会3・4・5級海技士(航海科・内燃機関科)」を下記日程により開催します。(※3級は内燃機関科のみ)

当講習会は、船舶の航行に欠かせない有資格者(海技士)養成のために 45 歳未満の漁業者を対象に例年開催されているものです。

なお、本講習会は海技試験合格を目指す講習会のため、臨時国家試験のみを受験することは出来ません。

◇開催期間: 3級(機関)令和2年11月16日~令和3年3月5日

4.5級(航海/機関)令和3年1月6日~令和3年3月5日

◇申込締切: 3級 令和2年10月16日 4・5級 令和2年11月30日

◇講習場所:静岡県漁業高等学園 静岡県焼津市小川 3747 - 2 TEL: 054 - 627 - 0219

◇海技士臨時国家試験:令和3年3月8日~令和3年3月11日

◇免許講習:令和3年3月下旬予定

◇免状交付:令和3年4月上旬予定

◇問い合せ:焼津漁協 総務部指導課 TEL: 054-628-7115

本紙は、県内の漁業振興を目的に(公財)静岡県漁業振興基金の協力により発行する定期刊行物です。

漁協系統事業の全利用運動を進め組織の強化を図ろう